

第56回農林水産省大臣官房経理課入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成22年3月26日)

開催日及び場所		平成22年1月15日(金曜日)農林水産省共用第16会議室		
委員		春田 浩司(社団法人役員) 秋山 哲一(大学教授) 南 一誠(大学教授)		
審議対象期間		平成21年7月1日～平成21年9月30日		
審議対象案件		19件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件		
抽出案件		7件 うち、1者応札案件0件 (抽出率37%) (抽出率-%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出率-%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	3件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			工事希望型競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			その他の指名競争	3件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		随意契約(不落随意契約)	0件 うち、1者応札案件-件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		変更契約	0件 うち、1者応札案件-件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		業務	一般競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	指名競争		公募型競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			簡易公募型競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			その他の指名競争	1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	随意契約		公募型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			簡易公募型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			標準型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		その他の随意契約(不落随意契約)	0件 うち、1者応札案件-件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	

(特記事項) 特になし		
	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員からの意見・質問、それに対する回答等		
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし	
[これらに対し部局長が講じた措置]		

事務局：大臣官房経理課総務班

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

別紙

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
<p>(全体の概要説明関係)</p> <p>1 11ページの3番と4番だが、指名停止期間が2者で違うのはなぜか。</p> <p>2 11番と12番が1カ月違うのも同様の理由か。</p> <p>3 8番、亀田建設に落札させることを決めた談合で猪鼻工業が指名停止を受けているが、どういう事情か。</p> <p>4 2番と6番は同じ案件か。</p> <p>5 全国と関東と対象区域が違っているが、なぜか。</p> <p>6 本社が東京だから、全国に登録しているということか。</p> <p>7 同じ案件であるにもかかわらず、指名停止の開始時期が違うのはなぜか。同じ案件だが。</p>	<p>1 基準は、不正または不誠実な行為の場合は別表第2の15により通常は1カ月。4番目の株式会社竹中工務店は、19年の12月18日から20年1月17日まで指名停止を行っていた。今回20年4月に指名停止措置に該当する行為を繰り返したということで、期間を措置要領に基づいて1カ月加算した。</p> <p>2 11番目のシンドラエレーター、通常1カ月だが、高校生の死亡事故を起こしているということで、1カ月の加算をしている。12番目のエス・イー・シーエレーターは、死亡事故を起こしたということで1カ月、それから代表役員等の社長と専務が在宅起訴で起訴されているということで1カ月、合計2カ月加算して、3カ月ということになっている。</p> <p>3 談合に関わった業者のうち経理課業者登録を行っていた猪鼻工業だけに指名停止を行ったということ。他の業者は有資格者ではなく対象外であったということである。</p> <p>4 そのとおりである。</p> <p>5 (株)セノンは、複数の地方整備局の入札において独禁法違反行為を行っていたので全国、(株)エンタープライズは、関東地方整備局の入札において、同行為を行っていたので措置要領に基づき関東区域とした。</p> <p>6 そのとおりである。</p> <p>7 (株)安全エンタープライズについては、指名停止の事実の把握が遅れたため開始時期が相違している。</p>
<p>(1件目の抽出工事関係)</p> <p>1 資料の16ページの「入札経緯及び結果」で低入札調査の報告事項に「ピタコラム工法に関して、耐震工事9件のうち5件が同工法であること」とあるが、落札した清水組の実績9件のうち5件がピタコラム工法だったという意味か。</p> <p>2 設計段階で具体的な工法が指定されているということか。</p>	<p>1 そのとおりである。</p> <p>2 そのとおりである。</p>

3 ピタコラムでこのパテントを持っている特定の工法が書いてあるということで、実績の多い会社は有利だが実績のないところは不利になったというような、施工方法を指定したことから競争性を阻害する要因はなかったのか。

4 発注図書上、ピタコラム工法を特定しているような表現はあるのか。受注者側が同等の工法で施工をすることは許されているのか。特記仕様書上に明記されているのか。

5 つまり、ピタコラムの実績があってもなくても入札には参加できたということか。

6 第3寮棟は今回の工事に入っていないが。

(2件目、3件目の抽出工事関係)

1 この宿舎増築工事は平成19年度に8戸建設して、翌年度にまた8戸増築、21年度にまた8戸増築するという。3カ年にわたって一連の宿舎を整備するという事業なのか。

2 増築工事とあるが、事実上、新築工事を3カ年にわたって実施しているという認識でよいか。

3 設計は24戸分まとめて設計外注したのか。設計図書は、19年、20年、21年と同じ工事、同じ設計を、3回行う必要はないと思うが如何か。

また、工事も3回に分けた理由は何か。予算上の理由であればそれはそれで、工事を分割することによる分割ロスがあったと思われる。特に、増築するためにエクspanションジョイントが施工されているし、戸境壁を2回施工することになってしまうが。1回で発注すれば年度またぎで施工する壁はすべて不要になると思われるが。1回では発注する方式を取らなかったのはなぜか。

19年度、20年度、21年度の建築電気設備の契約方式は何か。

4 全体計画は3カ年だが、一括発注にすることによって無駄が省けたのではないかということである。3回に分けたことによる工事費の金額や設計委託費がどのようになっているのかを確認したいということだが、如何か。

5 低入調査の件について、直工の割合が発注者の積算に比べて88%とか、83%とか80%と

3 ピタコラム工法は、パテントではあるが一般的な工法になっているという認識である。また、本工事では改修する建物が3棟あり、庁舎は在来工法のH型鋼で補強するという工法である。1寮と2寮について、内部を補強したくないという事情でピタコラム工法を採用している。

4 総合評価の応募資料においては、ピタコラム工法とは明記していない。競争参加資格確認通知書を出す時点ですべての設計図面が配布され、ピタコラム工法が明記されていることを確認できた。

5 そのとおりである。

6 建設年次が昭和56年以降であるということ、現行の耐震基準で建設されていることから耐震改修工事の対象外である。

1 そのとおりである。

2 そのとおりである。

3 19年度は指名競争入札、20年度・21年度については一般競争入札である。

4 設計は工事に合わせ、3カ年に分けて発注している。資料については、後日、提出することとしたい。

5 ある。

かあるが、何%ならよいと判断する基準はあるのか。

- 6 その基準によって契約の可否を判断したということか。
- 7 それぞれの項目の基準値と比較して、その基準を満たしているものはよいことか。
- 8 一部の項目が基準値を下回っていても、総合的に判断して問題がなかったという判断か。
- 9 低入札の案件の工事監理について、工事監理担当者は品質管理の状況を通常の工事より重点的に確認しているのか。
- 10 監督業務を強化するということか。

(4 件目の抽出工事関係)

- 1 設計図面のカバー工法のアスファルトルーフィングの940という数字の意味は何か。
- 2 既存の鉄板を存置したまま上にかぶせているのか。また、このアスファルトルーフィングはどこに施工されるのか。
- 3 鉄板の上全面にアスファルトルーフィングを施工するということか。
- 4 現状の下にアスファルトルーフィングが施工されているのか。
- 5 これは既に漏水を起こしている物件なのか。
- 6 やはり存置したほうが安くなるのか。
- 7 入居者がいたままの工事ができるということか。
- 8 おさまりに問題はないのか。
- 9 アスファルトルーフィングはどれぐらい防水効果があるのか。

- 6 特別重点調査の実施基準を定めており、直接工事費については75%、共通仮設費が70%、現場管理費は70%、一般管理費については30%を下回ったものについて調査している。
- 7 電気設備工事の内訳は、共通仮設費については70%、現場管理費についてはが下回っており、64%、一般管理費については55%であり、現場管理が基準値を下回っていた。
また、機械設備については、共通仮設費が74%、現場管理費が66%、一般管理費については61%であり、現場管理費が下回っていた。基準値を下回っている項目に対して、詳細な調査を行い、契約は履行されるか否かの判断をしている。
- 8 工事費以外に、経営状況、品質確保、あるいは安全管理等についての調査も行って、総合的に判断している。
- 9 施工体制台帳、現場の職員等の配置状況、安全管理体制、品質管理等を重点的に確認している。
- 10 そのとおりである。

- 1 旧表示には、何キログラムという表示もあったが、アスファルトルーフィング940というJIS規格の記号である。
- 2 既存の鉄板の上である。
- 3 アリがけなので360から400おきにはげが立っており、その部分へ施工している。
- 4 現状、屋根が漏水を起こしているため、既存の屋根材を撤去せずに改修した。
- 5 そのとおりである。
- 6 撤去している間の降雨対策をしなくても済むということである。
- 7 そのとおりである。荷重はふえるが、トータルコストは安くなる。
- 8 問題はない。
- 9 屋根工事の場合はルーフィング等は必需品である。

10 下地としてやっているということか。仕上がりはどうなるのか。

11 厚みはいくらなのか。

12 新たに下地も施工するのか。

13 この施工方法は、一般的な工法なのか。

14 現場調査をしたのは、設計事務所なのか。

(5 件目抽出工事関係)

1 年度ごとに解体する計画なのか。

2 まとめて解体するというわけにはいかないのか。

3 いずれは建てかえる計画はあるのか。

4 解体するだけなのか。

5 いつごろの宿舍なのか。

6 これは低入札の調査の対象ではないのか。

7 41%と、相当低い価格での応札だが、廃棄物処理等の心配はないのか。

8 検査は終わっているということか。

(6 件目の抽出工事関係)

1 落札後の分析は行っているのか。

2 54.4%というのはかなり低いので、なぜこんなに安く受注できるのかということについて、予定価格も含めた分析を行っていただきたい。例えば、OAフロア工事でこの庁舎内で施工した実績を調査していただきたい。

3 工事の目的は、特別会議室をOAフロア化して、別の用途で使用するということなのか。

10 外見からは色が新しくなったただけに見える。

11 0.4ミリである。

12 下地材が無いと浮き上がってしまうので、図面には明記されていないが、既存のたてはげに受け金具をつけ下地材にするのが一般的である。

13 個人的には初めてみる方法である。

14 この案件は自前設計であるので、設計担当者が現地を確認して設計したものである。

1 入居者が出た時点での解体する計画であると聞いている。

2 予算措置の問題があり、経理課としては、年度毎に解体依頼を受けて、解体工事を発注している。

3 今のところ計画はない。

4 そのとおりである。

5 昭和43年頃に建設したものである。

6 予定価格が1,000万未満なので、対象外である。

7 発注仕様に基づき、適正に処理していた。

8 そのとおりである。

1 1,000万を超えるものについては、入札者から内訳書の提出を求めるが、1,000万未満については提出を求めているので、分析はしていない。

2 調査し、後日提出する。

3 特別会議室の使われ方が、会議自体を夜間に行うとか、LANシステムを活用しながら会議室を使うとか、テレビ会議システムも必要になってくるので、基本的な条件として整備しておきたいということである。

4 1者だけ安いのではないので、市場価格ももっと低いと思われるが。

5 今までも同等のO.A化の工事をしていると思うが、いつもこんなに落札率が低かったのか。今回だけ特に低かったのか。その辺の分析を教えてください。

(7件目の抽出建設コンサルタント関係)

1 低入調査をかけたのか。

2 低入調査を行った案件の監理業務の仕様は、特別な項目が追加されるのか。また、口頭で指示するようなことはあるのか。

3 だが、耐震改修工事の監理業務は一般的にこのような仕様なのか。

4 低入札の案件だから特別な項目を追加するということはないのか。

5 本件の指名競争入札では、辞退者が多い。設備工事も今回の工事に入っているとはいえ、耐震改修がメインなのに、なぜ、耐震改修専門の事務所を指名するなどの工夫はしたのか。していないのか。

6 東京にはたくさん耐震改修の得意な事務所があるので、こんなに辞退が多いならば、今後はもうちょっと広くして、辞退者が少なくなるように抽出の方法を検討した方がよい。

7 30キロというのはどこかに何か定めがあるのか。

8 9ページ目、公務員宿舎の総合耐震診断業務について、宿舎は設計が標準化されて構造が同じような建物が建っていることが多いと思われる。耐震診断を実施するにあたって、どのような考え方で行っているのか考え方を聞かせていただきたい。

4 材料は、通常の工場製品で、カタログ製品を使用しているの、その単価の査定率と市場価格に差があったのだと想定できる。

5 次回お答えする。

1 工事の部分は調査している。

2 本監理業務は耐震改修工事の監理なので、資料の別紙の2に示すように構造体の工事についての、重点工事監理項目が追加されているが、低入札だからというわけではない。

3 一般的かどうかは分からないが、新築案件の重点工事の監理項目にはない項目を追加している。

4 本件の仕様書では低入札だからということで追加した項目はない。

5 今回は建築士事務所のメインのところから拾っている。
また、半径30キロ圏内ということで、Bランクについては半径30キロで9者、Cランクでは3者しかいなかったの、業者数が少なくなっている。

6 今後、検討する。

7 内規で定めている。東京都23区内であれば23区内の業者を選んでいる。今回は23区外なので業務場所を基点に30キロという基準を適用した。

8 次回資料を提出する。

